

ほぼ毎週
発行

労働法大改悪阻止 闘争本部ニュース No.165

No.165 2020.4.3

■「新型コロナウイルスに関する労働問題についての緊急声明」

新型コロナウイルス感染症防止対策として、休業や営業自粛など経済活動の縮小が迫られています。これによる働く者の生活破壊を許してはなりません。

日本労働弁護団は、3月11日付で「新型コロナウイルスに関する労働問題についての緊急声明」を発表し、①働く者の収入が確保されるための助成金の整備、②新型コロナウイルス対策を理由とした安易な解雇・雇止めの禁止、③労働者の休む権利の保障、④正規・非正規を問わず労働者の感染リスクを避けるための職場の取り組みを提言しています。引き続き、労働組合などと連携し、政府に対し、実効性のある生活保障対策を求めています。

働く者の雇用と生活の破壊を許してはなりません。

■「新型コロナウイルス感染症に関する労働問題 Q&A」

新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本全国各地において経済活動の停滞、小中高校の一斉休校などの影響が出ています。これらによって、働く人についても、突然収入がなくなった、休業手当が払われない、休業を命じられた、休暇が取りたくても取らせてくれない、解雇や雇止めに通告された、職場でのマスクの着用を認めてくれないなどといった労働問題が日本全国各地で生じています。

そこで、日本労働弁護団は、こうした労働問題に

に関する労働問題 Q&A を発表しました。

今後の情勢に応じて、適宜追記、修正する可能性がありますので、日本労働弁護団本部ホームページで最新バージョンを確認の上、ご活用ください。

<http://roudou-bengodan.org/>

■全国一斉ホットラインの実施

テーマパークでの大量の派遣労働者の一斉契約打ち切りや、4月に新卒入社するはずだった労働者が入社式直前に内定取り消しされるなど、新型コロナウイルス感染症防止対策を理由とした賃金減額、解雇、雇止めや、有給休暇を取得したくても取得させてもらえないといった労働問題が報道されています。

そこで、日本労働弁護団では、4月5日を中心に全国33箇所(実施箇所数は労働弁護団始まって以来の最大！)で「新型コロナウイルス労働問題全国一斉ホットライン」を実施します。具体的な日程は上記ホームページをご確認ください。

また、全国の会員におかれましては、前記 Q&A を活用の上、通常のホットラインでもこの問題に対応して下さるようお願いいたします。

〔発信元〕

日本労働弁護団

〒101-0062 千代田区神田駿河台 3-2-11 連合会館 4 階

TEL: 03-3251-5363 FAX: 03-3258-6790